

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	大町市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	63-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html">https://www.city.omachi.nagano.jp/00003000/00002400/dokuji.html</a>

執行機関名 大町市長

母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの	大町市福祉医療費資金貸付規則(平成15年規則第7号)による福祉医療費の資金の貸付に関する事務(母子家庭の母子、父子家庭の父子)
②番号法別表第1の項	43	
③番号法別表第2の項	63	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大町市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表 第2の項 大町市福祉医療費資金貸付規則(平成15年規則第7号)による福祉医療費の資金の貸付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和29年法律第129号)第1条	大町市福祉医療費資金貸付規則(平成15年規則第7号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この規則は、大町市福祉医療費特別給付金条例(昭和55年条例第4号。以下「条例」という。)に基づき給付される福祉医療費特別給付金(以下「特別給付金」という。)の受給者であって、医療費の支払が困難なものの生活の安定と自立を促すため医療費の支払に当てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大町市福祉医療費資金貸付規則(平成15年規則第7号)